

輪島市上下水道事業の 経営状況について

第1回 輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会

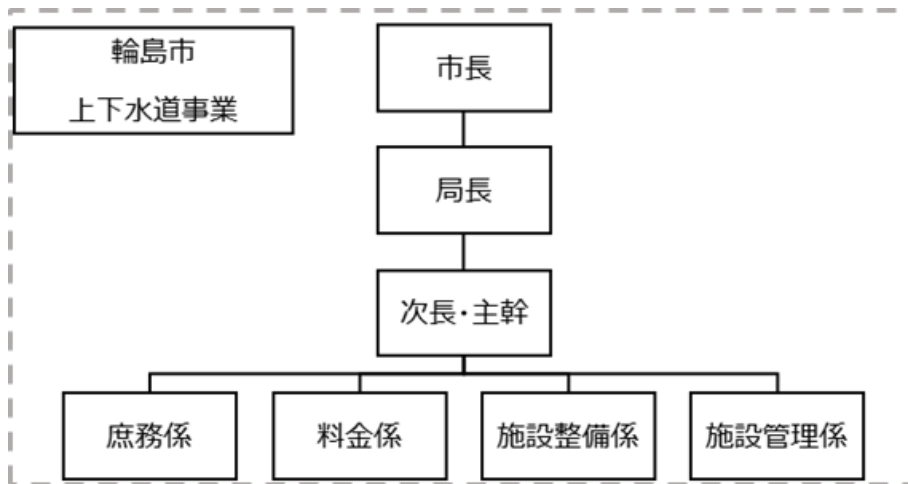
輪島市上下水道局

目 次

- 1** | 前提
- 2** | 水道事業の経営状況
- 3** | 下水道事業の経営状況

輪島市上下水道事業の組織

- 輪島市では、管理者の権限を行う市長(管理者非設置)の補助組織である上下水道局において上下水道事業を実施。



上下水道事業職員
(令和4年度現在)

- ・一般職員 12名
- ・技能職員 2名

計 14名

<組織再編のうごき>

平成20年4月～	水道	水道課と門前水道課が統合し「水道課」となる。
	下水道	建設部下水道課と門前総合支所下水道課が統合し「建設部下水道課」となる。 (門前水質管理センターの無人化)
平成23年4月～	水道事業及び下水道事業の一体運営による業務の効率化のため、水道課と建設部下水道課が統合し「上下水道課」となる。	
平成30年4月～	下水道事業の地方公営企業法の適用に合わせて名称を「上下水道局」に改める。	

水道料金体系

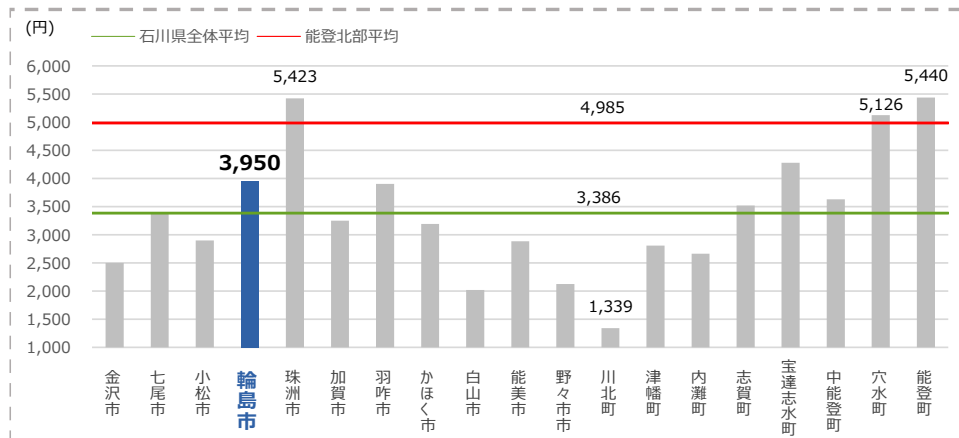
輪島市の水道料金体系	二部料金制 …基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型 …使用水量に関わらず単価が均一。
直近の料金改定	平成23年4月 …合併後の料金統一として。(経過措置により平成25年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

		1 か月当たり給水使用料金 (税抜)		量水器使用料 (税抜)	
種別	用途	給水使用料金		口径	使用料金 (1 個 1 か月)
		基本料金 (1 か月当たり)	超過料金 (水量 1 m ³ につき)		
専用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	13 ミリメートル	76 円
	官公署、学校及び公共用	水量 30 m ³ まで	5,333 円	20 ミリメートル	152 円
	営業用	水量 15 m ³ まで	2,666 円	25 ミリメートル	190 円
	公衆浴場用	水量 100 m ³ まで	17,142 円	30 ミリメートル	390 円
	特殊用	水量 20 m ³ まで	7,142 円	40 ミリメートル	685 円
共用栓	一般用	水量 10 m ³ まで	1,619 円	50 ミリメートル	980 円
公共栓	船舶用	水量 1 m ³ につき	419 円	75 ミリメートル	1,961 円
消火栓	防火演習用	1 栓につき放水 10 分ごとに	2,095 円	100 ミリメートル以上	別に定める

※水道料金は、給水使用料金及び量水器使用料の合計額に消費税相当額を加算し、10 円未満を切り捨てた額

水道料金の県内比較

- 水道料金については、能登北部に属する市町の平均に比べ低い金額となっています。
- 合併後の料金統一による改定以降、約10年間水道料金の改定を行っておりません。近隣市町は消費税率の改正のタイミングに合わせ令和元年度以降順次料金改定を行っております。



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,497	3,383	2,900	3,950	5,423	3,251	3,905	3,190	2,018	2,882
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,123	1,339	2,805	2,662	3,520	4,281	3,630	5,126	5,440	

※水道の料金については、メーター使用料を含み、口径13mm、1月使用水量20m³と仮定(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料体系

輪島市の下水道使用料体系	二部料金制 …基本料金と従量料金からなる。
基本水量の設定	有り
従量料金	単一型 …処理水量に関わらず単価が均一。
直近の使用料改定	平成23年4月 …合併後の料金統一として。(経過措置により平成26年4月に完全統一) 消費税率引上げによる改定を除く。

下水道使用料体系表（浄化槽使用料を除く。）

(税抜)

区分	使用料（1か月につき）		
基本使用料	一般汚水	10m ³ まで	1,428円
	業務用使用料体系	10m ³ まで	1,428円
	公衆浴場用	—	—
従量使用料	一般汚水	1 m ³ につき	171円
	業務用使用料体系	1 m ³ につき	171円
	公衆浴場用	1 m ³ につき	57円

※使用料は、表で定める金額によって算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

下水道使用料体系

- 特定地域生活排水処理事業は、使用水量とは関係なく、設置する浄化槽の規模に応じて使用料を計算。

浄化槽使用料体系表

(税抜)

区分	月額使用料 (固定)	月額使用料 (変動)
5人槽	2,761 円/基・月	—
6から7人槽	3,333 円/基・月	—
8から10人槽	4,285 円/基・月	—
11から20人槽	1,619 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
21から25人槽	2,095 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
26から30人槽	2,571 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額
31人から50人槽	3,142 円/基・月	304 円に人槽を乗じた額

・51人槽以上

(税抜)

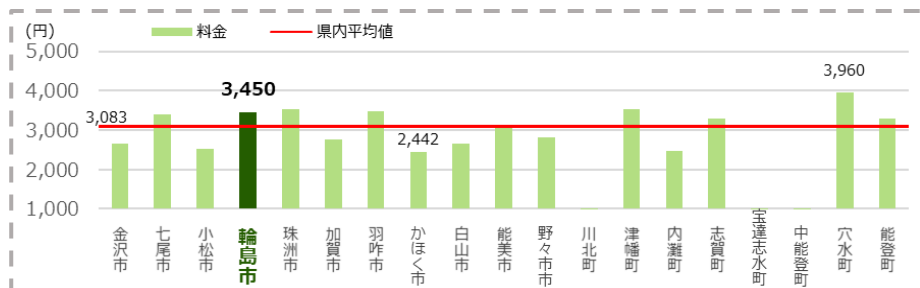
浄化槽の保守点検回数	月額使用料 (固定)	月額使用料 (変動)
1週間に1回	60,952 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額
2週間に1回	39,047 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額
3月に1回	26,666 円/基・月	247 円に人槽を乗じた額

※使用料は、固定額 + 変動額 × 人槽で算出した額に消費税相当額を加算し、10円未満を切り捨てた額

下水道使用料の県内比較①

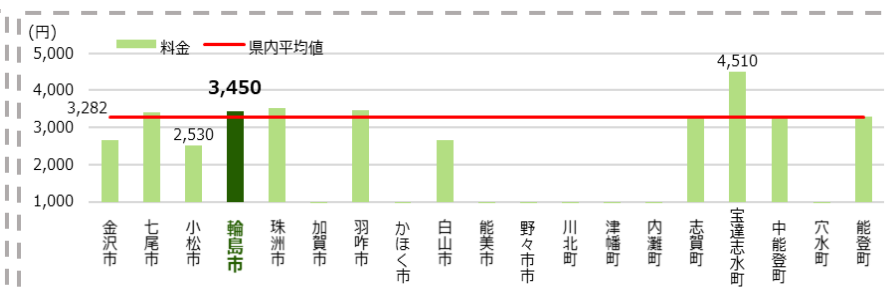
- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体（七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町）と、ほぼ同水準です。

<公共下水道事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	3,520	2,750	3,465	2,442	2,662	3,080
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
2,827	0	3,520	2,459	3,300	0	0	3,960	3,300	

<特定環境保全公共下水道事業>



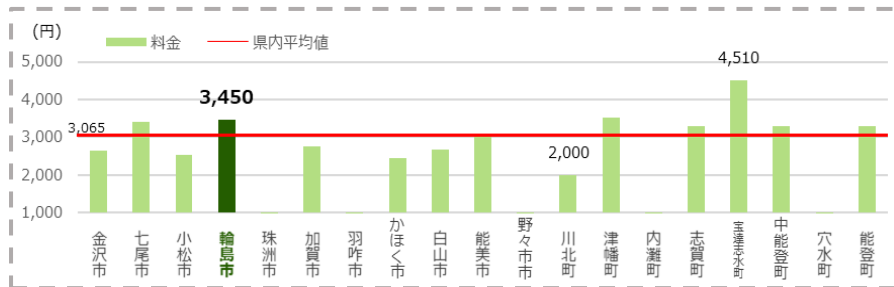
金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	3,520	0	3,465	0	2,662	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	3,300	4,510	3,300	0	3,300	

※使用料は、1月水量20m³と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料の県内比較②

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体(七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町)と、ほぼ同水準です。

<農業集落排水事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
2,651	3,410	2,530	3,450	0	2,750	0	2,442	2,662	3,080
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	2,000	3,520	0	3,300	4,510	3,300	0	3,300	

<漁業集落排水事業>



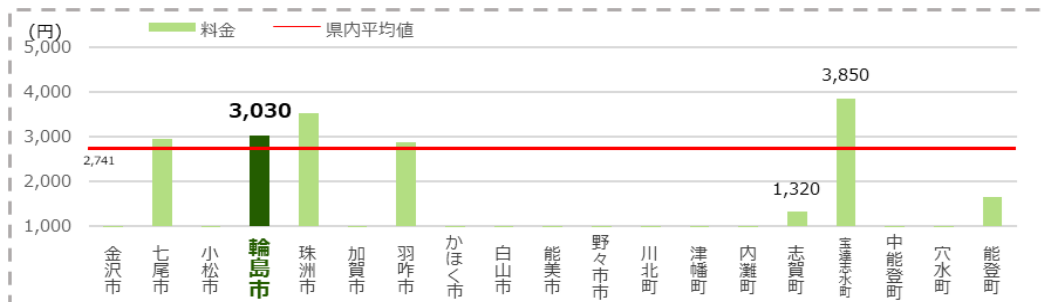
金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
0	3,410	0	3,450	0	0	0	0	0	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	0	0	0	3,960	3,300	

※使用料は、1月水量20m³と仮定し、消費税を含む金額(令和5年3月末日時点)。

下水道使用料の県内比較③

- 輪島市の下水道使用料は、漁業集落排水事業を除く全ての事業において、石川県内の平均値を上回っています。
- 近隣団体（七尾市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町及び能登町）と、ほぼ同水準です。

<特定地域生活排水処理事業>



金沢市	七尾市	小松市	輪島市	珠洲市	加賀市	羽咋市	かほく市	白山市	能美市
0	2,933	0	3,030	3,520	0	2,882	0	0	0
野々市市	川北町	津幡町	内灘町	志賀町	宝達志水町	中能登町	穴水町	能登町	
0	0	0	0	1,320	3,850	0	0	1,650	

公営企業会計の仕組み

- 公営企業会計は、2つの予算で成り立っています。

■ 収益的収支予算

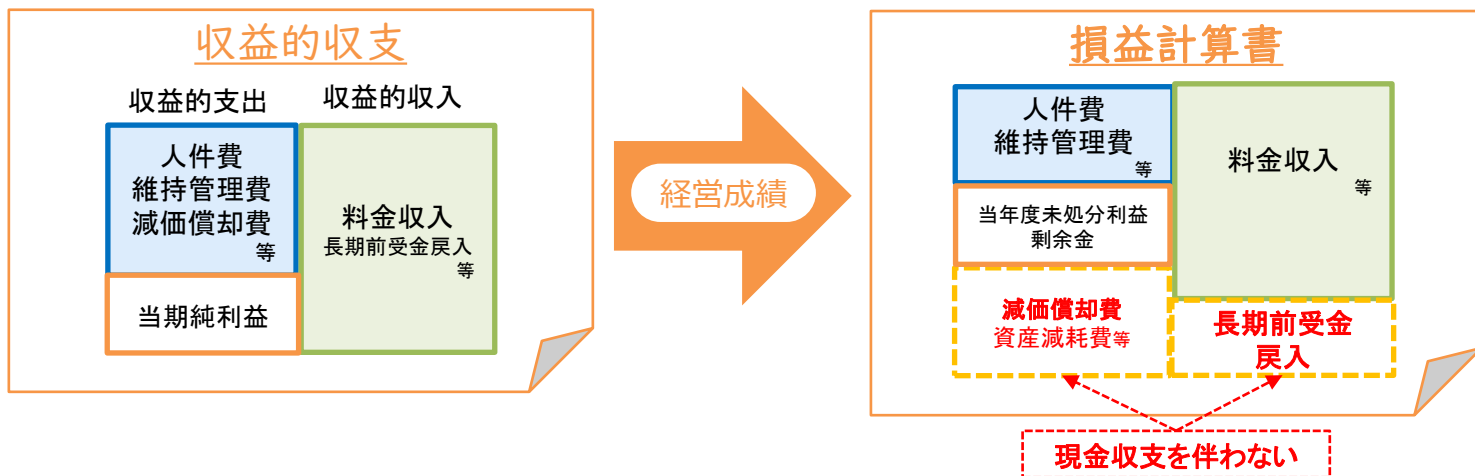
- 浄水場や管渠を使い、水を供給(処理)して利益をあげます。

収益

… 営業収益(上下水道料金等)、営業外収益(一般会計繰入金等)

費用

… 営業費用(浄水場・管渠の維持管理)、営業外費用(利息の支払等)



公営企業会計の仕組み

■ 資本的収支予算

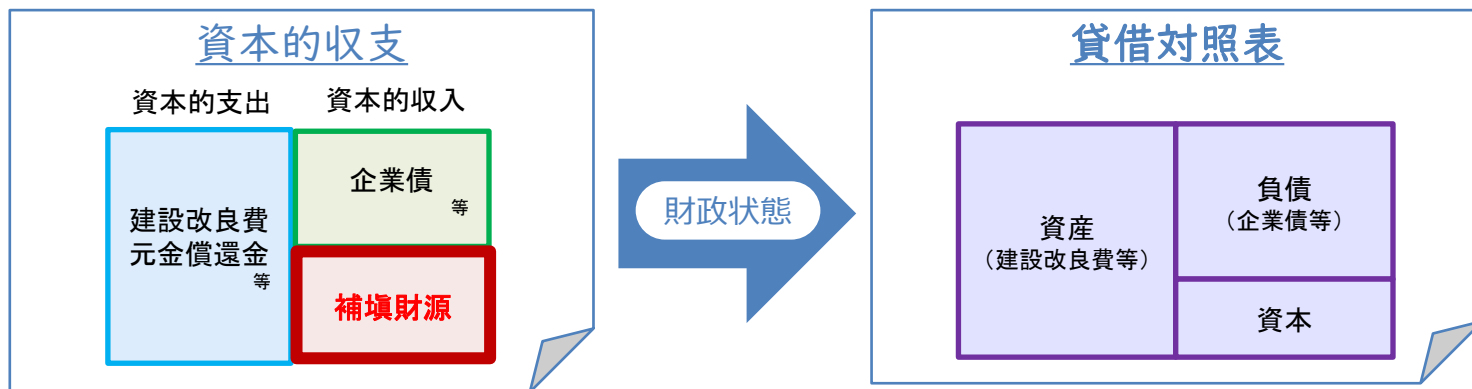
- 資産(浄水場や管渠など)を作ります。

収入

… 借金の借入、国からの補助金など

支出

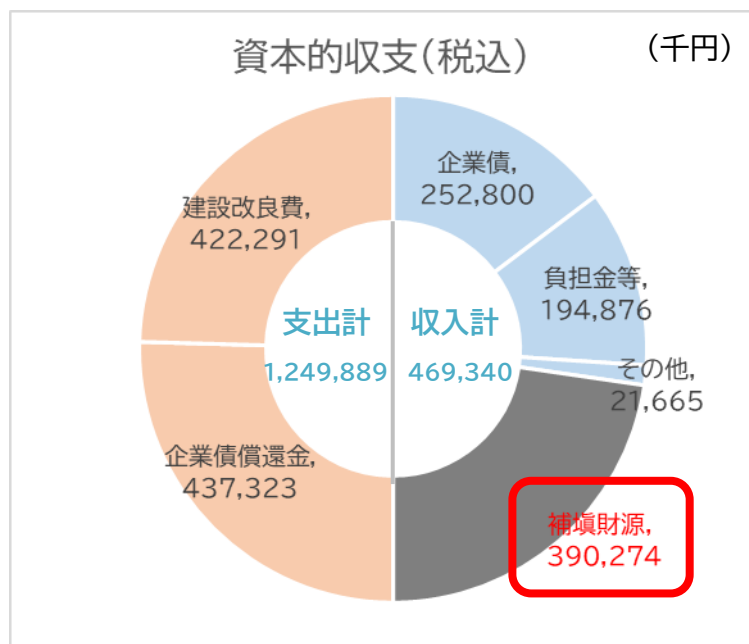
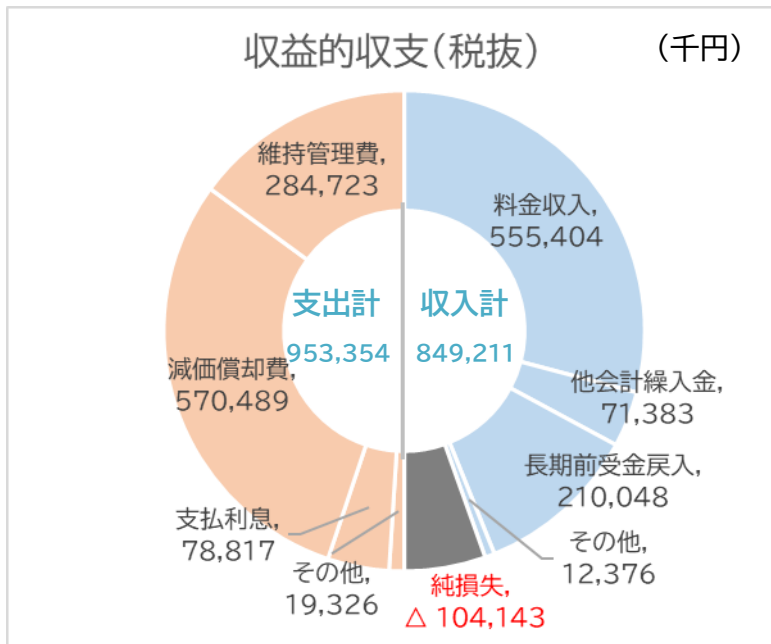
… 浄水場の建設費、水道管・下水道管の整備費、企業債の償還



水道事業の経営状況

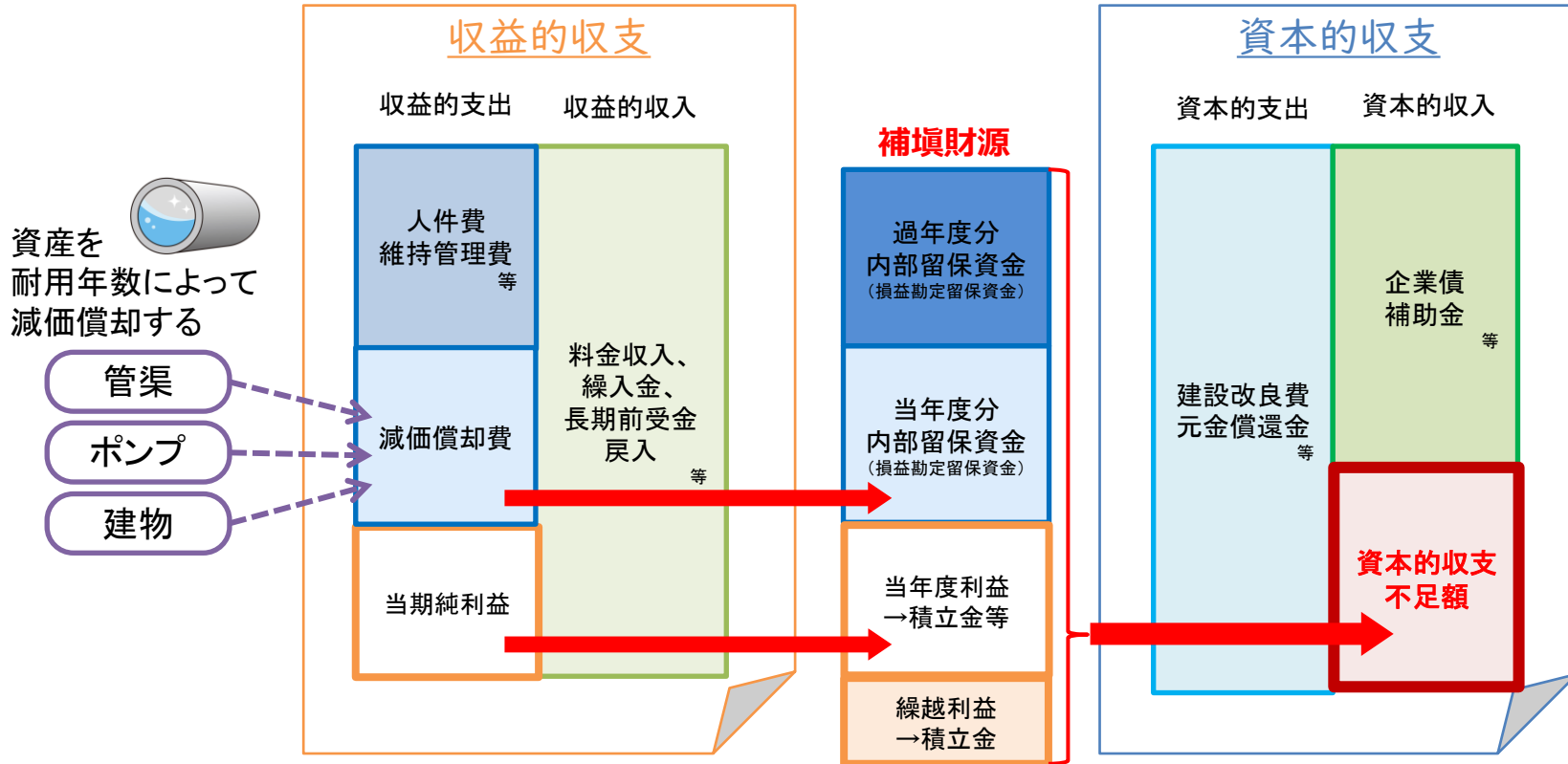
令和3年度 水道事業決算

- 水道事業の令和3年度の決算における収益的収支は、104,143千円の赤字(純損失)となっています。
- 当年度純損失は前年度繰越利益剰余金705,200千円によって補填されます。



収益的収支と資本的収支の関係

■ 内部留保資金による補填



令和3年度 水道事業補填財源

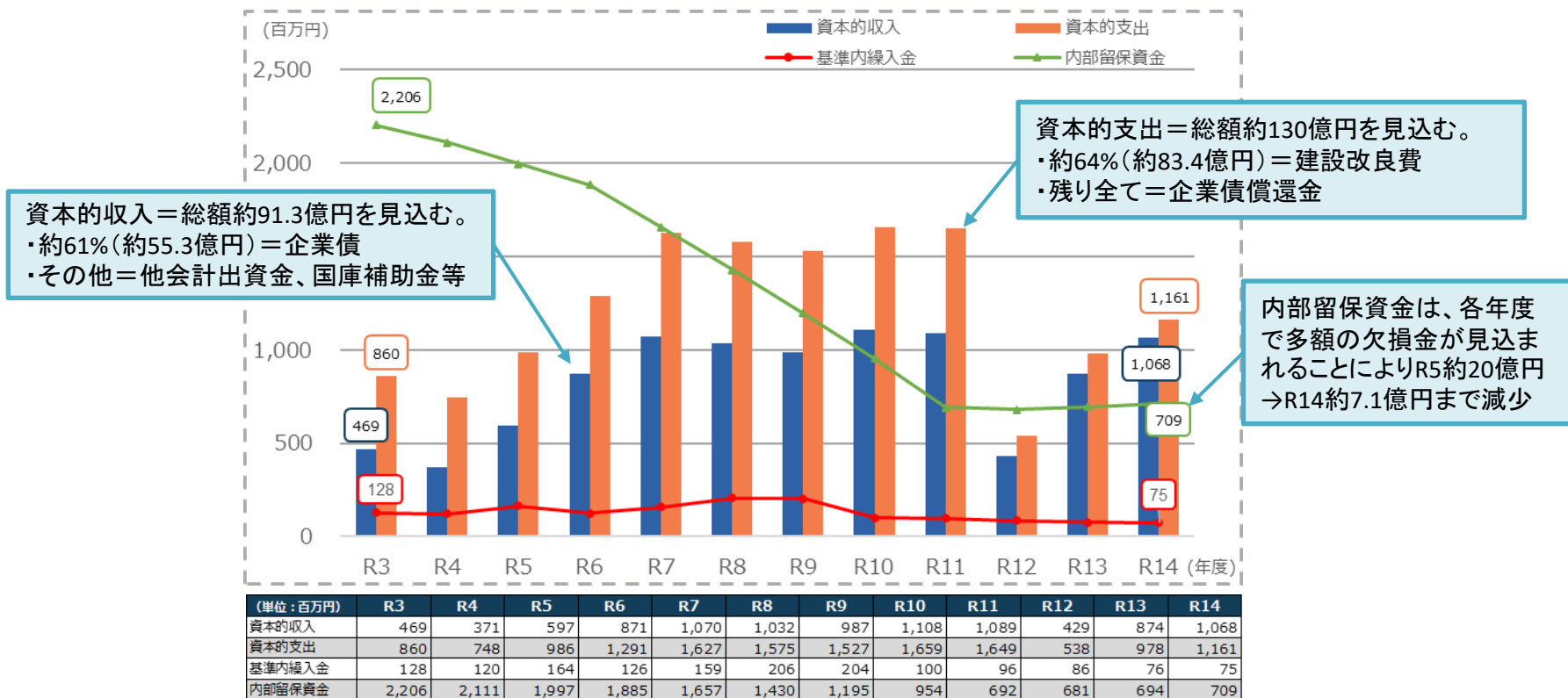
(単位:千円)

	前年度繰越	当年度分	補填使用額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	1,444,445	451,031	361,394	1,534,081
未処分利益剰余金	705,200	△104,143	0	601,057
積立金	70,410		0	70,410
消費税資本の収支調整額	0	28,880	28,880	0
合計	2,220,055	375,768	390,274	2,205,548

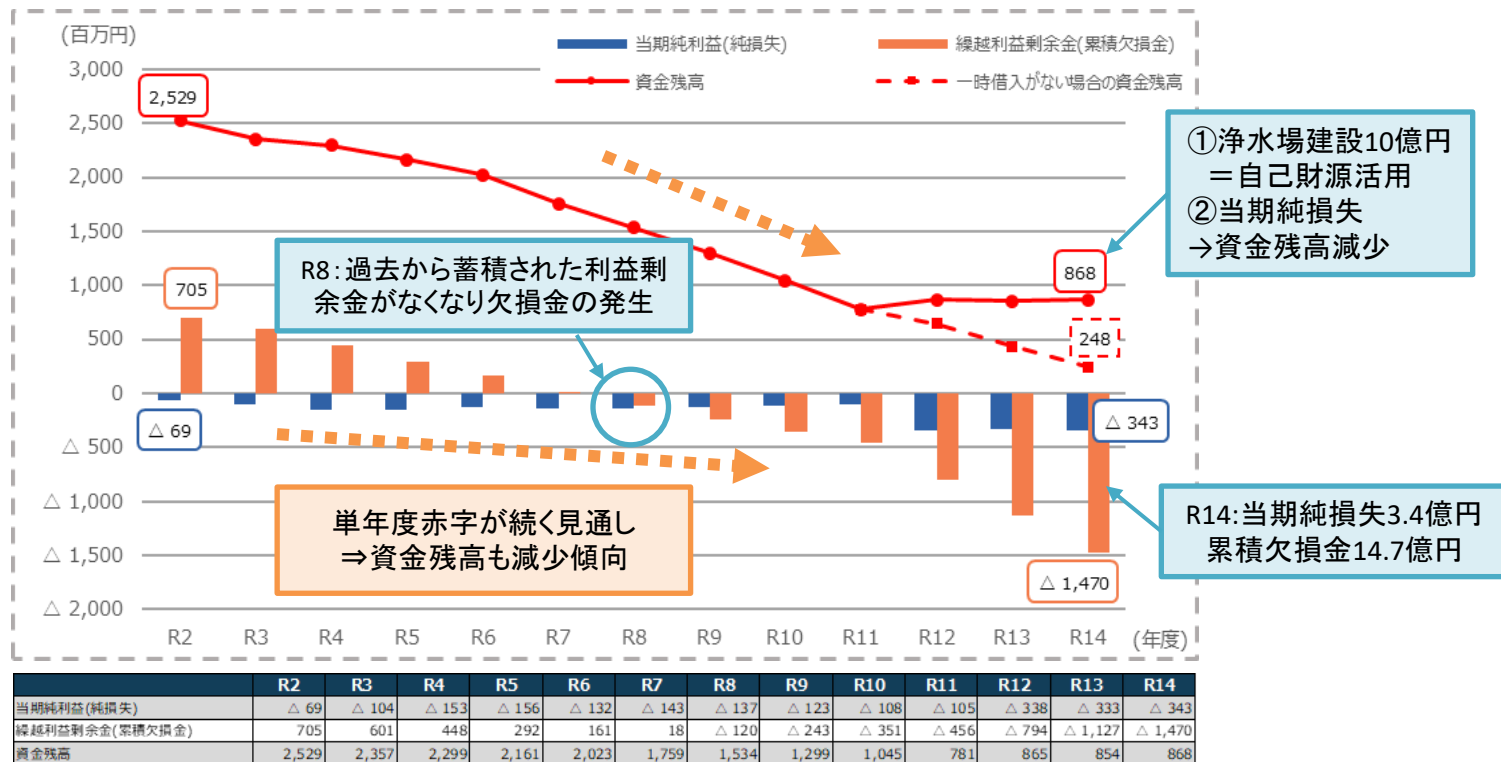


**補填財源
残高**

水道事業の資本的収支



水道事業の資金見通し



令和14年度の資金残高が約8.7億円だが、令和12年度から資本的支出である建設改良等に対応する財源不足が生じる(補填財源不足)となるため、他会計借入金等6.2億円に対応し、実質的な資金残高は約2.5億円。

水道事業の料金回収率

■ 料金回収率 = 給水収益 ÷ (費用合計 - 長期前受金戻入) × 100

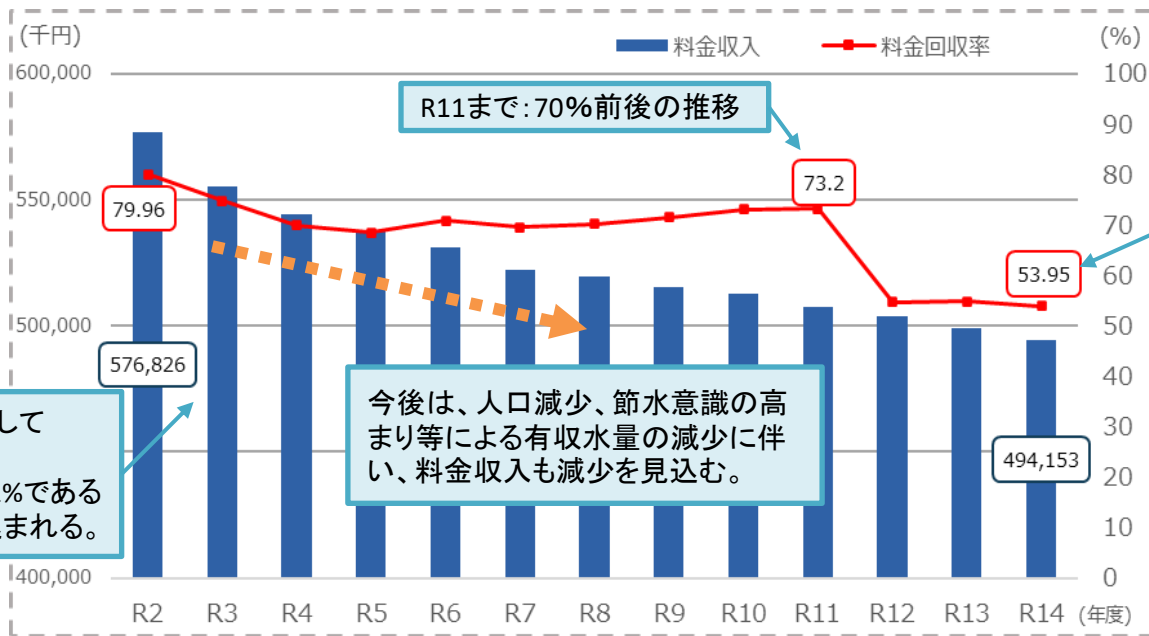
- 給水収益で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、適正な給水収益の確保及び給水原価の削減が求められます。



※ 令和2年度以前は、事業ごとに算定していないため表示していない。

水道事業の料金回収率

▽水道事業全体



現行の料金体系での推移として
R3: 5.5億円が確保
R14: 約4.9億円となり、約11%である
0.6億円の減少が見込まれる。

R11まで: 70%前後の推移

今後は、人口減少、節水意識の高まり等による有収水量の減少に伴い、料金収入も減少を見込む。

R12以降: 新輪島浄水場の供用開始による費用の増加により大きく減少

R12以降の料金回収率を、R11以前の水準と同じ程度にするためには料金改定を行う必要がある

(単位: 千円)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
料金収入	576,826	555,404	544,069	537,597	530,831	522,206	519,366	515,493	512,898	507,585	503,725	498,964	494,153
料金回収率	79.96	74.73	69.89	68.41	70.86	69.54	70.17	71.51	73.04	73.20	54.66	54.78	53.95

※令和12年度以降は、新輪島浄水場の供用開始に伴い減価償却費、企業債支払利息及び施設管理委託等の増加により、令和11年度と比較して1m³当たり約100円増加する見込み。

水道事業の課題

- 水道事業については、単年度赤字が続いており、今後も赤字が続く見込みです。
- 現金や内部留保資金も減少し、将来の事業経営が困難になります。

■ 料金収入の減少

- 給水量は近年減少傾向であり、長期的にも人口減少、節水機器の普及等により更に減少していくことが予測されます。
- 給水量の減少に伴い、料金収入も減少していくため、水道料金水準の見直しを含め適正な収益確保に向けた取組を早急に検討する必要があります。
- 安定した事業運営のため、今後減少傾向を見込んでいる資金残高を改善していくためにも、給水収益による収入をさらに確保していく必要があります。

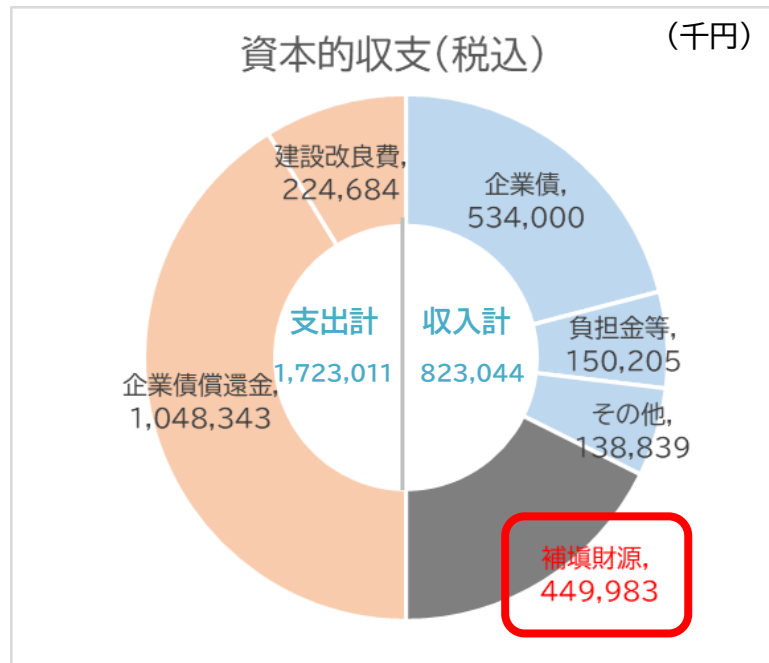
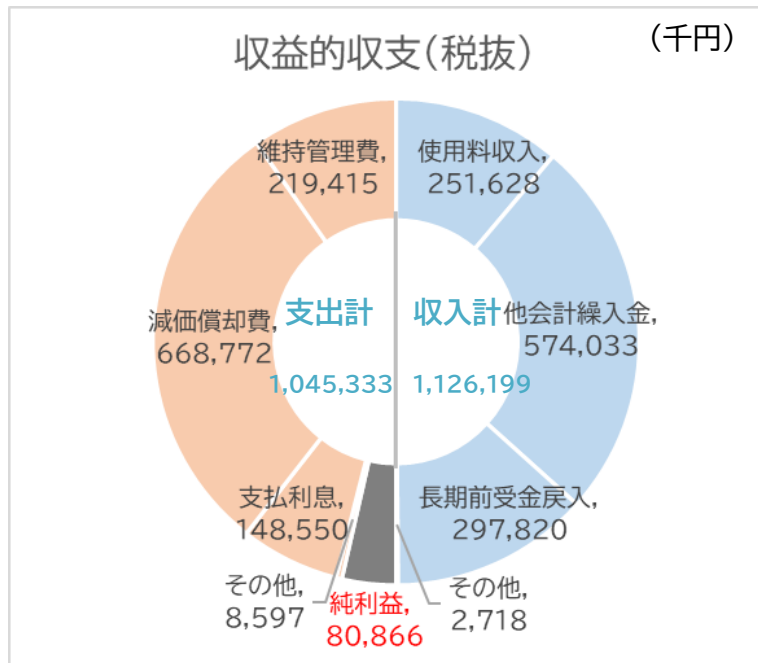
■ 経営の健全化

- 人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増加等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、水道料金水準の見直しを含め適正な収益確保に向けた取組を早急に検討する必要があります。

下水道事業の経営状況

令和3年度 下水道事業決算

- 下水道事業の令和3年度の決算における収益的収支は、80,866千円の黒字(純利益)となっています。
- 前年度までに繰越欠損金307,152千円に、当年度純利益を充当し未処理欠損金は226,286千円となります。



令和3年度 下水道事業補填財源

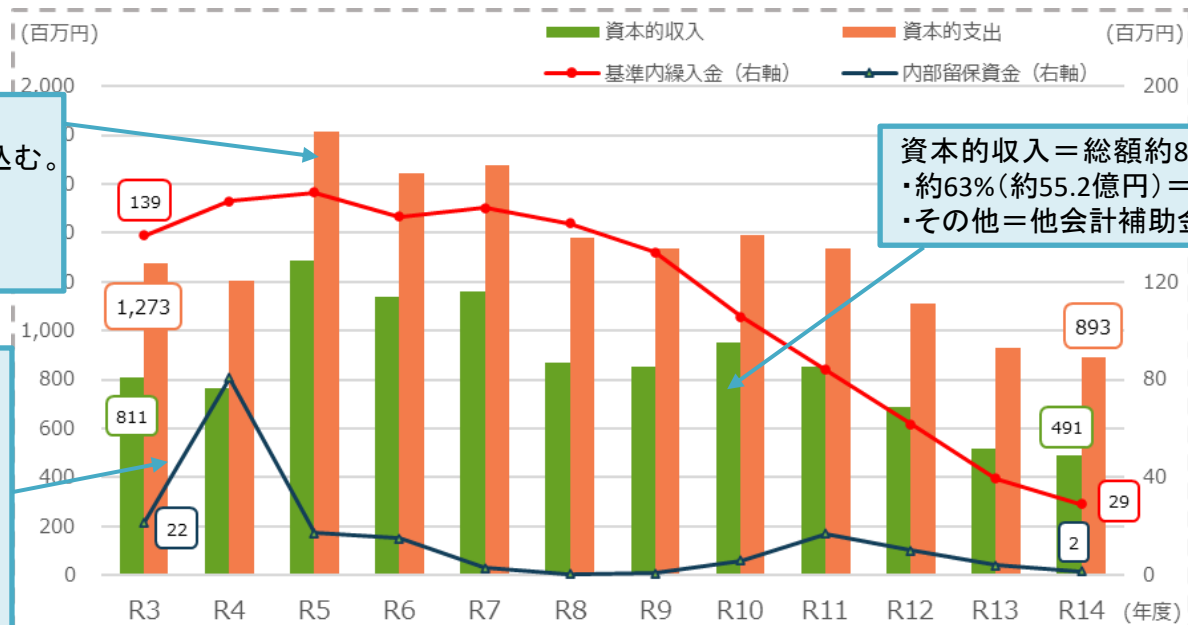
(単位:千円)

	前年度繰越	当年度分	補填使用額	翌年度繰越
損益勘定留保資金	5,099	460,904	455,401	10,603
未処分利益剰余金	0	0	0	0
繰越工事資金	0	11,088	0	11,088
消費税資本の収支調整額	0	6,771	6,771	0
合 計	5,099	478,763	462,171	21,691



**補填財源
残高**

下水道事業の資本的収支

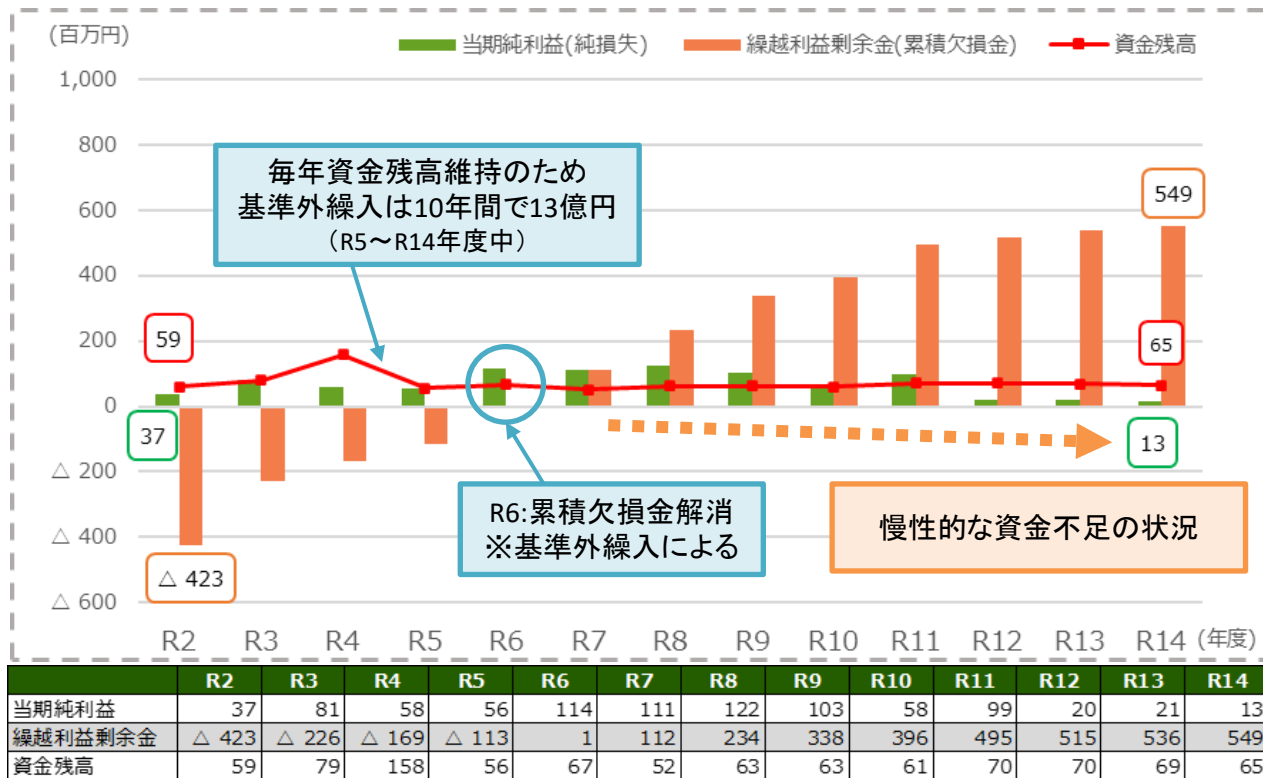


資本的支出
 = 総額約135.1億円を見込む。
 ・約33%(約44.3億円)
 = 建設改良費
 ・残り=全て企業債償還金

資本的収入 = 総額約88.1億円を見込む。
 ・約63%(約55.2億円) = 企業債
 ・その他 = 他会計補助金、国庫補助金等

内部留保資金については、
 一般会計からの基準外繰
 入金によって確保してい
 る状況であり、市財政も非
 常に厳しいことから、抜本
 的な経営改善を行うこと
 が急務であります。

下水道事業の資金見通し



基準外繰入金を除けば、各年度において純損失が発生する状況。
慢性的な資金不足が続いており、毎年度期中において水道事業から約5億円の短期貸付金を受けている。

雨水公費・汚水私費の原則



雨水に係る経費



公費（一般会計繰入金）

自然現象によるもので、雨水の排除により、浸水からまちを守り、機能の保全を發揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。



汚水に係る経費



私費（下水道使用料）

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる。

収入	一般会計繰入金等		下水道使用料	
支出	雨水 下水道管理費		汚水の下水道管理費	
	資本費	維持管理費	資本費	維持管理費
財源	一般会計繰入金	一般会計繰入金	下水道使用料	

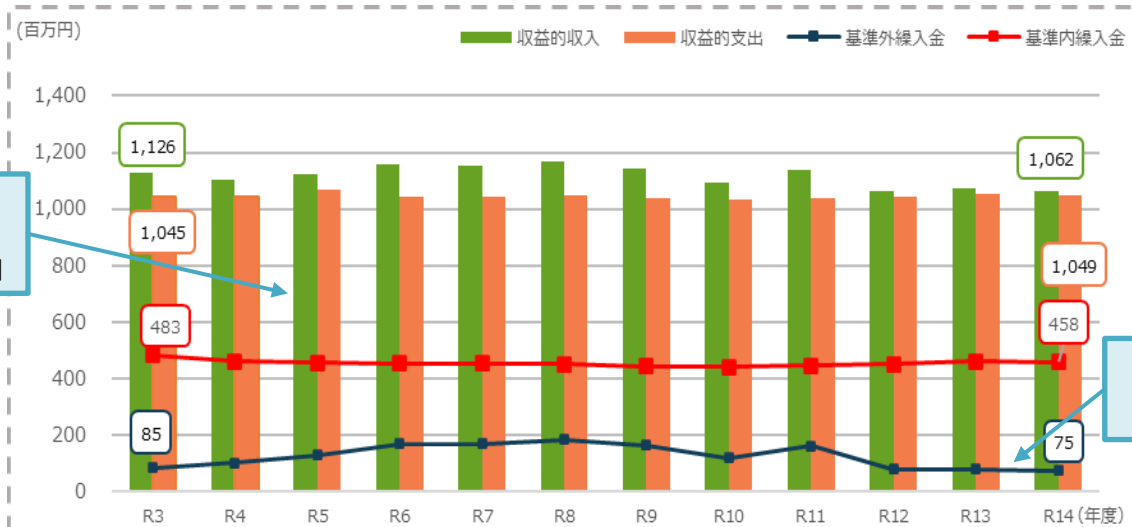
※雨水分は資本費・維持管理費ともに全額公費負担

※汚水分は資本費の一部を公費負担、残りの資本費と維持管理費の全額を下水道使用料で負担

基準内・基準外繰入の推移

■ 多額の基準外繰入

- 前頁のうち、下水道使用料で賄うべき費用のうち、使用料収入が不足する分は基準外繰入によって賄います。
- 本来であれば、独立採算制の観点からも一般会計繰入金(基準外)に依存しない事業経営が求められているところであり、徐々にその金額を減少させる必要があります。



R5～人口減少等による
有収水量の減少
→使用料収入も減少傾向

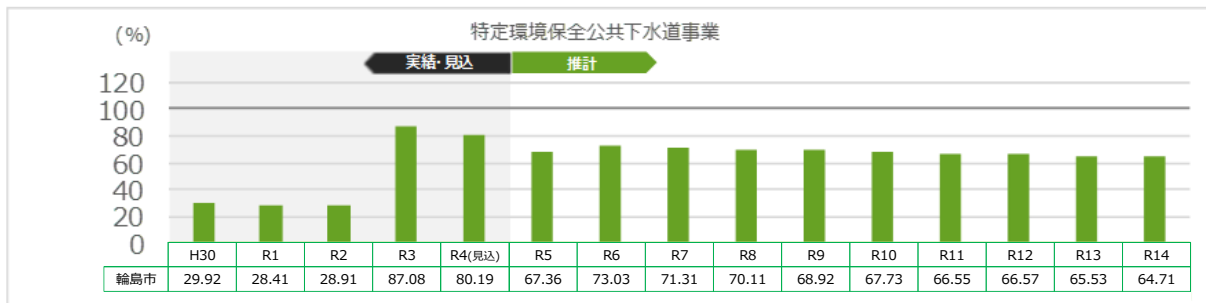
内部留保資金が枯渇しないよう
毎年多額の基準外繰入が発生

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
収益的収入	1,126	1,101	1,125	1,155	1,155	1,168	1,141	1,093	1,139	1,063	1,073	1,062
収益的支出	1,045	1,043	1,069	1,041	1,045	1,046	1,037	1,035	1,040	1,043	1,052	1,049
基準内繰入金	483	461	456	453	453	451	444	441	445	450	461	458
基準外繰入金	85	101	130	170	170	184	165	120	161	80	80	75

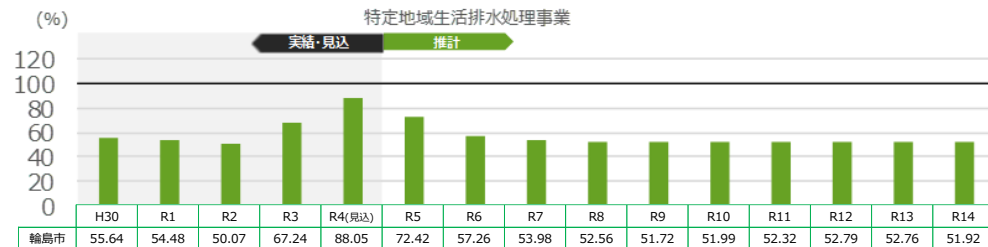
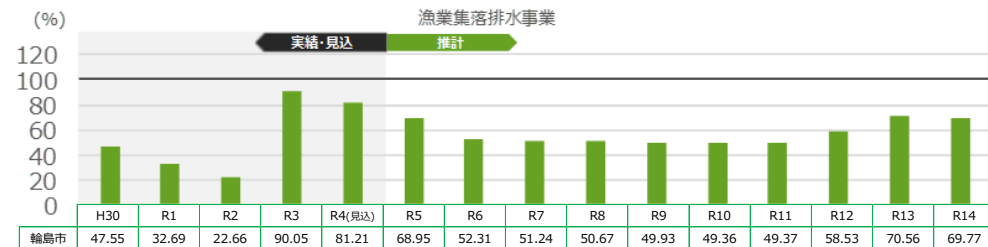
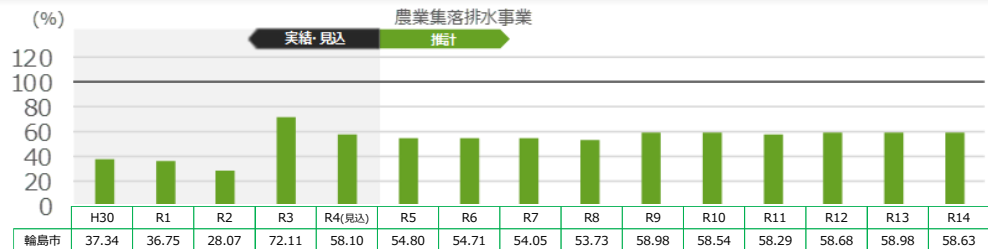
下水道事業の経費回収率

■ 経費回収率 = 使用料収入 ÷ 汚水処理費用（公費負担分を除く）×100

- 使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、100%以上であることが必要です。100%を下回っている場合は、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

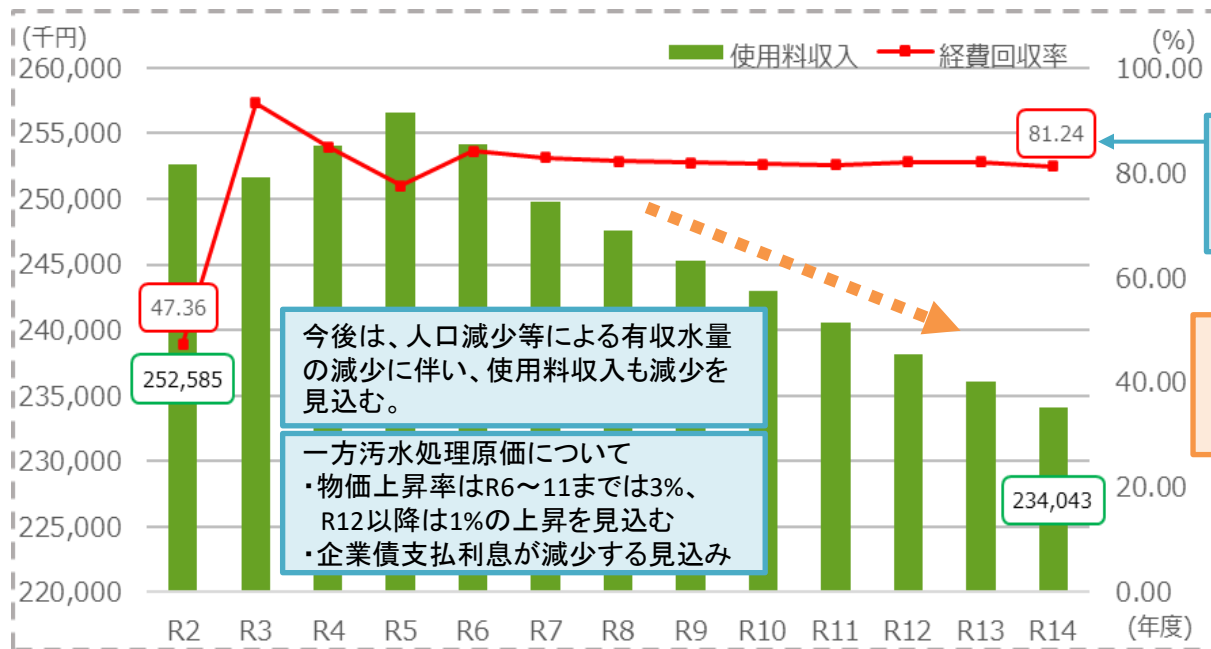


下水道事業の経費回収率



下水道事業の経費回収率

▽下水道事業全体



	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
使用料収入	252,585	251,628	254,115	256,607	254,127	249,779	247,552	245,290	242,984	240,603	238,164	236,115	234,043
経費回収率	47.36	93.32	84.90	77.58	84.12	82.86	82.20	81.97	81.72	81.51	82.02	82.07	81.24

下水道事業の課題

- 下水道事業については、現金や内部留保資金が慢性的に不足しており、これを補う形で一般会計からの基準外の繰入れを行っているため、結果的に黒字となっています。

■ 使用料収入の減少

- 使用料収入は、整備に伴い年々増加していますが、長期的にも人口減少及び節水機器の普及等により更に減少していくことが予測されるため、今後は適正な収益確保に向けた取組を検討する必要があります。
- 毎年、資金残高水準を維持するために繰り入れる基準外繰入を抑制していくためにも、本来の下水道事業の運営資金として財源となるべき使用料収入を適正に確保する必要があります。

■ 経営の健全化

- 人口減少、節水機器の普及等による料金収入の減少、施設等の老朽化による更新需要の増加等により、経営環境がより一層厳しくなると予想されるため、適正な収益確保に向け取組を検討する必要があります。

■ 水洗化の促進

- 下水道施設の適正な維持管理に向け、水洗化率の向上を図るため、整備済区域の未接続者に対して、下水道の加入を促進する必要があります。 …下水道使用者の増加は、使用料収入の増加へ